

公 示 公 告

平成28年3月8日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

- 1 件名 ムラテック製トナーユニット（MFX-1820用）の購入
- 2 調達内容，納入期限及び納入場所
別添「仕様書」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所等
別添「見積り合せ要領」のとおり

見積り合せ要領

件名：ムラテック製トナーユニット（MFX-1820用）の購入

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠井之彦

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が平成28年3月8日に公示公告したムラテック製トナーユニット（MFX-1820用）（以下「物品」という。）の購入に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件名 ムラテック製トナーユニット（MFX-1820用）の購入

(2) 内容、納入期限及び納入場所

別添「仕様書」のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

平成28年3月22日（火）（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係

3 参加者は、上記2(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

4 見積書の提出期限（2(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

5 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者とします。

(2) 同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者とします。

(3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2者以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

6 供給物審査

(1) 供給物の審査のために、別添仕様書の参考規格に定める物品以外について、供給物審査願（表紙を除き書式は任意）を提出するものとします（別紙様式）。ただし、参考規格に定める物品を供給する場合は提出不要です。

- (2) 本件見積合わせに参加する者は、「供給物審査願」に関して説明を求められた場合には、参加者の負担において完全な説明を行えること。
- (3) 提出期限
平成28年3月15日（火）午後5時
- (4) 供給物審査願の提出者は、審査結果について、平成28年3月18日（金）から見積書提出期限までの間に最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係に問い合わせることができます。

7 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。
なお、照会は書面によることとします。

(1) 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係（担当：有竹）

電話 03-3264-5863（ダイヤルイン）

FAX 03-3234-0923

（FAXによる場合は、事前に電話連絡をお願いします。）

(2) 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

（裁判所の休日を除く。）

(3) 照会締切

平成28年3月16日（水）午後4時

8 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

最高裁判所 御中

供給物審査願

参加者の
住所

代表者の氏名及び印（又は署名）

印

下記件名の見積合わせに参加したいので、別添資料により供給物審査願を提出します。

記

- 1 件名
ムラテック製トナーユニット（MFX-1820用）の購入
- 2 提出資料（別添のとおり）
供給する物品の製造メーカー、製品名、同物品が仕様書に求める規格、機能を満たしていることを示す書面及びカタログ等
※該当物品の製品名やスペックその他の要求要件について、カタログ等の該当部分にラインマーカを付してください。
- 3 提出内容の問い合わせ先
担当者の所属部署、氏名及び電話番号（名刺添付可）

※ 参考規格に定める物品を供給する場合は提出不要

(別紙)

仕 様 書

1 件名

ムラテック製トナーユニット (MFX-1820 用) の購入

2 品目, 規格及び数量等

(1) 品目

トナーユニット

(2) 規格

A4 判 ISO/IEC 19752 基準で 6,000 枚相当印刷又は A4 判黒字率 5% で 6,000 枚相当印刷できるもの

(3) 数量

32本

(4) 参考規格

TS1820CJP (保守メンテナンス料金を含まないもの。)

3 納入期限

平成28年5月25日(水)

4 納入場所

最高裁判所が指定する場所

なお、最高裁判所が指定する場所は、東京23区内又は都内近郊の運送会社等で、この所在地等は、各納入期限の3日前までに落札者に通知する。

5 その他

(1) トナーユニットは、メーカー純正品 (リサイクルを含む。) であること (汎用品は不可)。

なお、国内純正品以外の場合 (リサイクルを含む。) は、無償保証、瑕疵担保責任の定めが国内純正品と同様に適用され、カートリッジの所有権も発注者に移転すること。

(2) トナーユニットは使用后、無償で回収が行われるものであること。

(3) 納入した物品に不具合が生じた場合には、速やかに交換を実施すること。

(4) 納入した物品が原因で機器が故障した場合には、受注者が修理し、その費用は全て受注者において負担すること。

(5) 物品納入及び回収作業に要する費用はすべて受注者において負担すること。

(6) 納入日時については、納入期限内で双方協議の上、決定する。

(7) その他詳細については、裁判所の係官の指示に従うか、若しくは打ち合わせを行うものとする。